

地域金融円滑化の為の基本方針

新井信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
 - ・金融円滑化のための基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
(平成 22 年 1 月 20 日)
- ②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行なうための態勢整備
 - ・金融円滑化の管理の実効性を確保するために、金融円滑化管理責任者の選任をいたしました。
(平成 22 年 1 月 20 日)
 - ・事業資金・住宅ローン利用者がより相談されやすいよう、又ご返済計画に係る意見・要望・苦情へ対応するため融資部・全営業店にご相談窓口（金融円滑化窓口）を設置致しました。尚、休日も対応できるように休日ローン相談窓口に金融円滑化相談窓口を併設いたしました。
(平成 22 年 1 月 20 日)
- ③お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等
 - ・融資担当職員を目利き力養成・実践講座、企業分析講座などの外部研修に派遣しています。
 - ・全営業店長に対し一層の相談・支援を強化し地域金融の円滑化に全力で、取り組むよう徹底いたしました。
(平成 22 年 1 月 22 日)
- ④その他
 - ・金融円滑化への取り組みに対し適切な対応を図るため、全条件変更案件の本部への報告、謝絶案件等の管理など、管理体制を一層強化いたしました。
(平成 22 年 1 月 20 日)

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する相談苦情は、次の相談窓口・電話をご利用ください。

新井信用金庫 金融円滑化相談窓口
(平日) 融資部・各営業店 電話番号 0255-72-3101
(日曜) 南支店 電話番号 0255-72-6500
(日曜日休日相談窓口と併設、土・祝日電話相談)